　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　町立幼稚園・平野幼稚園１号用

**幼 児 教 育 の 無 償 化**

上記利用料とは別に、食材料費、教材費、PTA費などは、これまでどおり保護者の負担。ただし、年収が360万円未満相当世帯の園児、全ての世帯の第3子以降の園児は副食（おかず等）の費用が免除。

・対象費用：利用料（保育料）無償

問い合わせ先

　◎利用料について

　　　田原本町役場　こども未来課　ＴＥＬ　0744-33-9036

◎副食費について

　　田原本町役場　教育総務課　　ＴＥＬ　0744-34-2074

※１　利用日数に応じて月額の上限額は変動（450円×利用日数）

《算定のイメージ》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用料単価 | 利用日数 | 利用料 | 上限額 | 無償化  対象 | 実質  負担額 |
| 平日  250円 | 10日 | 2,500円 | （450円×10日）  4,500円 | 2,500円 | 0円 |
| 長期休暇1日  700円 | 20日 | 14,000円 | （450円×20日）  9,000円 | 9,000円 | 5,000円 |

○利用料（保育料）および預かり保育料について

・対象 ： 上記対象者のうち、保育の必要性の認定事項に該当する園児

・対象費用 ： 預かり保育月額1万1,300円まで無償　※1

幼稚園から配布される「認定申請書」の提出が必要

・対象 ： 町立幼稚園へ入園しているすべての園児

○利用料（保育料）について

すでに幼稚園を利用されている方は新たな手続き不要

**令和元年10月からスタート**